

鏡野町有線テレビからのお知らせ

平成30年度 利用料口座振替日のご案内

鏡野町有線テレビの有料サービスの利用料は、**月払い**でお申込みの方は**毎月末日**(休日・祝日の場合は翌営業日)、**年払い**でお申込みの方は**毎年4月末日**(休日・祝日の場合は翌営業日)に口座振替します。口座振替日は別表のとおりですので、前もってご登録口座の残高確認をお願いします。

月払いから年払い、あるいは年払いから月払いに変更を希望される場合は、書面での手続きが必要になります。お早目に鏡野町有線テレビへご連絡ください。

別表1 月払いの口座振替日

利用月	口座振替日
平成30年 4月	5月 1日
5月	5月 31日
6月	7月 2日
7月	7月 31日
8月	8月 31日
9月	10月 1日

利用月	口座振替日
平成30年10月	10月 31日
11月	11月 30日
12月	12月 25日
平成31年 1月	1月 31日
2月	2月 28日
3月	4月 1日

別表2 年払いの口座振替日

利用月	口座振替日
平成30年4月 ～平成31年3月 (12カ月分)	平成30年 5月1日

お問い合わせ先

〒708-0421 鏡野町井坂495 電話(0868)52-2213 FAX(0868)52-9080
お問い合わせ時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日、夏季休暇、年末年始休暇を除く)

鏡野町有線テレビホームページ <http://www.mto.ne.jp/>

鏡野町住宅リフォーム事業費補助金について

【目的】

町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善及び地域経済の活性化を図り、中小企業者の振興に資することを目的とします。

【補助対象者】

(1) 本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人。

(2) 納期の到来した町税等を完納している者。

(3) 補助を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助又は国、県等の補助を受けていない者。

【補助対象住宅】

(1) 補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。

ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。

(2) 集合住宅においては、申請者の占有部分。

(3) 併用住宅においては、居住部分。

【補助対象工事】

(1) 町内の建築業者(二人親方を含む)が補助対象工事の主たる施工業者であること。

(2) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が20万円以上であること。

(3) 交付決定後に工事中着手し年度内に工事が完了、年度の末日までに実績報告書の提出ができること。

●補助対象工事の例

◇建物本体の改築工事(浴室、トイレの改修、間取りの変更など)

◇建物本体の修繕・模様替え工事(屋根、床、天井などの修繕など)

◇建物本体の外壁塗装工事(外壁の補修及び塗装、仕上材の張替など)

◇建物本体の増築工事(居住部分の建て増し等、床面積を増加する工事)

上記(一)内は例示ですので具体的な事例はご相談ください

※外構設備(門、車庫、物置、カーポートなど)、太陽光発電設備、エコキュート、ボイラーなどの屋外設備工事、エアコン、照明などの住宅設備機器類の設備工事、カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事は対象外とします。

【補助回数】

同一住宅及び同一人の申請については、年度内において1回限りとします。

【補助率】

《補助率》1/10

※補助金は建築業者に支払われます。

【申請書類】

◇交付申請書
添付書類

①補助対象者世帯全員の住民票(転入の場合は工事完了までに提出)

②見積書の写し

③補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面

④申請者の町税等完納証明書(公簿閲覧同意により不要)

⑤住宅の所有者を特定できる書類(固定資産税納入通知書の写し、又は固定資産課税証明書)

⑥町内の建築業者であることが確認できる書類

⑦その他町長が必要と認めるもの

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課
電話(0868)54-2087